



2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ 活用ガイドラインの策定等に関する 論点整理と項目案

令和4年12月

総合通信基盤局 電波部

○ これまでの登録証明機関ヒアリング等でいただいたご意見を踏まえ、2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ活用ガイドラインの策定等について、その背景、目的、構成等の具体的な論点を整理する。

➤ 「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ活用ガイドライン」の策定

(論点Ⅰ)

I -① 背景、目的、位置付け

I -② 構成（本編、Q&A及びベストプラクティスの内容等）

I -③ その他事項

➤ 「基準認証制度マニュアル」のアップデート

(論点Ⅱ)

II -① 背景、目的、位置付け

II -② 構成（本編及びQ&Aの内容等）

II -③ その他事項

※「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ活用ガイドライン」は主に登録証明機関向け、「基準認証制度マニュアル」は認証の申込を行うメーカー等向けに作成。

論点 I -① 背景、目的、位置付け

(ご意見)

- 欧米基準試験データで審査すべき事項について、試験データを受け入れる際、登録証明機関で審査すべき事項・審査を省略できる事項についてのガイドラインが必要と考える。(例：試験方法等の規格バージョン、試験日、試験方法に則して実施しているか、計測器のスクリーンショットの妥当性)
- 柔軟な対応が出来るように余地を残すことについては、メーカーとしても新たなユースケースを導入した場合を想定すると、重要な観点と考える。他方、ガイドラインが緩すぎて登録証明機関間で対応に差異が発生すると困る。
- 受け入れる欧米基準試験データの品質を担保するための基準について、国内の登録証明機関内で測定した欧米基準に基づく試験データであれば品質が担保されていると考えられるのか。

(ご意見に対する考え方)

- 2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ活用ガイドラインにおいては、2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データの受入れにあたり、試験方法等の規格バージョン、試験日、試験方法に即して実施しているか、測定器のスクリーンショットの妥当性など、登録証明機関で審査すべき事項及び審査を省略できる事項について説明する。
- その際、各登録証明機関による柔軟な対応を可能としつつ、登録証明機関間の解釈の差異が生じないよう、法令上の規定に係る考え方について説明する。
- また、試験データの品質については、国内の登録証明機関で実施しているか否かにかかわらず、測定器の較正等の要件を満たす必要があるため、この測定器の較正等の要件及び考え方について説明する。
- なお、より詳細な留意事項や個別のケースにかかる内容についてはガイドラインのQ&Aで説明する。

論点 I -② 構成（本編、Q&A及びベストプラクティスの内容等）

（ご意見）

- 欧米基準試験データで審査すべき事項について、試験データを受け入れる際、登録証明機関で審査すべき事項・審査を省略できる事項についてのガイドラインが必要と考える。（例：試験方法等の規格バージョン、試験日、試験方法に則して実施しているか、計測器のスクリーンショットの妥当性） ※ I -①と重複、再掲
- 受け入れる欧米基準試験データの品質を担保するための基準について、国内の登録証明機関内で測定した欧米基準に基づく試験データであれば品質が担保されていると考えられるのか。 ※ I -①と重複、再掲
- 欧米基準試験データを受け入れる際の受入れ可否の基準について、FCCは認定試験所で試験は実施しており一定の品質が保証されていると考えられるが、REDは自己宣言が基本のため、そのような保証がない。したがって試験データを受け入れるにあたり品質を担保できる基準が必要と考える。
- 試験に使用する計測器の較正の受入れ可能な基準について、電波法で要求されている計測器の較正要件とFCCやREDでの要件の差異についてどのように扱うのかの基準が必要と考える。
- 欧米基準試験データの受入れの際の試験レポートは英語のままでよいか。
- 認証実績報告の際、試験結果も報告対象となる場合、報告対象の項目のみ抜粋するのか、レポートをそのまま報告で良いのか。
- ベストプラクティスとして、FCCの伝導試験についてのサンプルの要件と電波法の要件が同等であるとの説明することにより、顧客の理解が容易となったことがある。また、REDの伝導試験についてのサンプルの要件も電波法の要件とほぼ同等であり、その差分のみ説明することにより、顧客の理解が容易となったことがある。
- さらに、FCC・REDの認証申請の資料に電波法の認証申請のための技術資料を流用できたことがある。

論点 I -② 構成（本編、Q&A及びベストプラクティスの内容等）

（ご意見に対する考え方）

- ガイドライン本編において、試験データを受け入れる際の登録証明機関における審査事項、試験データの品質の担保（測定器の較正等の要件及び考え方）、受入れ元の試験レポートの扱い等といった点を説明する。
- Q&Aにおいて、証明機関から総務省に対する認証実績の報告の方法等、より詳細な留意事項や個別のケースに関する内容を説明する。
- ベストプラクティスにおいて、欧米基準試験データの受入れを希望する認証申請者の理解を促進するための説明方法等の紹介いただいた事例を説明する。

(ご意見)

- ガイドラインやQ&A集は英語版も公表してほしい。あるいは、機械翻訳の利用を前提に平文で日本語版を公表してほしい。
- 登録証明機関協議会は長らく開催されておらず、年1回の総務省MRA国際ワークショップが唯一の情報共有の機会である。まずは登録証明機関どうして情報共有を行った上で、ガイドラインの検討を行うべき。
- ガイドラインやQ&A集の策定後も、継続して更新が可能な枠組みとするべき。

(ご意見に対する考え方)

- ガイドラインやQ&Aを作成する際は、外国の適合性評価機関向けの英語版も作成する。
- 登録証明機関協議会等の場も活用しながら、ガイドラインの内容を検討する。
- ガイドラインやQ&Aの策定後、技術基準の見直し等の機会を捉えて、内容の更新や現行化を行う。

(基本的な考え方)

- ▶ 本ガイドラインの背景、目的等を明確にし、登録証明機関向けに、欧米試験データの受入とデータ活用における信頼性確保に関して統一的理解を示す。
- ▶ また、詳細な留意事項や個別のケースにかかる内容については、Q&Aで示す。
- ▶ なお、製造業者等による認証申請にも資するよう、欧米基準試験データを活用する際のベストプラクティス等をあわせて示す。

(論点整理)

I - ① 背景、目的、位置付け

- 2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データを受け入れるにあたり、本来不要な登録証明機関毎の差異が生じないように、法令上の規定に係る考え方を示すことを目的として、品質を担保するための基準（例：較正要件、試験方法等）、確認すべき項目及び具体的な確認のポイント等をガイドラインとしてまとめる。

I - ② 構成（本編、Q&A及びベストプラクティスの内容等）

- 本編、Q&A及びベストプラクティスの3部構成とする。
- 本編には、申請者が持ち込む欧米基準試験データのレポートにおいて必要な記載内容や、試験データを受け入れる際の基準・要件、無線LAN等の改正技術基準等を記載する。
- Q&Aには、より詳細な留意事項や個別のケースに関する内容等を記載する。
- ベストプラクティスには、欧米基準試験データの受入れを希望する申請者の理解を促進し、必要な書類等を準備いただくための説明方法等を盛り込む。

I - ③ その他事項

- 本ガイドラインの英語版も作成する。
- 登録証明機関協議会等の場も活用しながら、ガイドラインの内容の検討を行う。

第1章 欧米基準試験データを受け入れる際の要件

- 1 測定器の較正に係る要件
- 2 試験方法に係る要件
- 3 その他の要件

第2章 技術基準への適合性の審査

- 1 改正技術基準の概要
- 2 審査項目
- 3 審査における留意点

第3章 欧米基準試験データ活用に関するQ&A

第4章 欧米基準試験データ活用のベストプラクティス

論点Ⅱ-① 背景、目的、位置付け

(ご意見)

- 法令上は規定されているものの登録証明機関によって解釈に差異が生じている可能性がある事項（技術基準の詳細等）を、現行の基準認証制度マニュアルの内容に追加して盛り込むのはどうか。
- 工事設計認証の場合、確認方法書を提出する必要があるが、証明規則（※）別表第4号で求められる記載内容の存在のみ（資料の有ることのみ）を示せばよいとしているとの情報があった。登録証明機関に提出すべき内容については、電波利用ホームページにQ&Aがあるが、具体的な記載例等を含め、示していただくことが望ましい。

※特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

(ご意見に対する考え方)

- 基準認証制度マニュアルにおいては、認証を取得しようとする方々の基準認証制度に対する理解を促進し、必要な申請書類を準備しやすくすること等を主眼に置き、2.4GHz帯無線LANや、欧米基準試験データの受入れの際の審査項目等に限らず、基準認証制度全般の仕組みや手続、法令上の規定に係る考え方を分かりやすく説明する。
- また、法令上の規定に係る考え方を明確化することで、登録証明機関毎の不要な解釈の差異が生じることを防ぐよう説明する。
- 上記の観点から、既存の基準認証制度マニュアルの現行化及び内容を充実化する。
- 工事設計認証の確認方法書に係る、具体的な登録証明機関への提出内容等の詳細については、記載例等を含め基準認証制度マニュアルのQ&Aで説明する。

論点Ⅱ-② 構成（本編及びQ&Aの内容等）

（ご意見）

- 無線設備の構成（範囲）について、認証の対象となる無線設備の範囲について改めて説明することが考えられる。
- 複数種類ある構造の適用条件の記載についての解釈について、一部既にガイドライン化されているが、一部現状の機器に即していない記載があるため、改めて現状の機器に即して解説していただきたい。
- 工事設計認証の場合、確認方法書を提出する必要があるが、証明規則別表第4号で求められる記載内容の存在のみ（資料の有ることのみ）を示せばよいとしているとの情報があった。登録証明機関に提出すべき内容については、電波利用ホームページにQ&Aがあるが、具体的な記載例等を含め、示していただくことが望ましい。
※Ⅱ-①と重複、再掲
- 認証ラベル（技適マーク）の表記方法について登録証明機関の間で差異が生じないように整理してもらいたい。
- 5GHz・6GHz WLANの上・中・下の試験チャンネルの考え方は。また、5GHz WLANのEIRPには偏差の規定がない。これについての合否判定の方法について、申請値に対してのEIRPで審査するのか試験時の測定値に対してか。

（ご意見に対する考え方）

- マニュアル本編において、無線設備の構成（範囲）に係る考え方、「容易に開けることができない構造」等の技術基準の規定の趣旨、工事設計認証の確認方法書の規定の趣旨、技適マークの表示方法等を説明する。
- Q&Aにおいて、個別の事例に係る内容を説明する。

(ご意見)

- これまで総務省やICCCJ等から発行・公表されたガイドラインについて登録証明機関、登録外国適合性評価機関、申込者に広く理解いただけるようマニュアルやQ&A集で周知し、現在公表されていないものも含めて、総務省の定めるガイドラインとして整理し公表してはどうか。
- 登録証明機関協議会が定めたガイドラインはなぜ非公表なのか。(公表すべきではないか。)
- 登録証明機関に対する個別の問合せと回答を他の登録証明機関に共有する場を設けてはどうか。

(ご意見に対する考え方)

- これまでに総務省やICCCJ等から発行されたガイドラインについて、登録証明機関、登録外国適合性評価機関、申込者に広く理解いただくとの観点から、公表とするか否か検討を行い、基準認証制度マニュアルの中でその位置づけについて説明する。

(基本的な考え方)

- スタートアップ事業者等初めて認証の申込を行う方々を含むメーカー等向けに、基準認証制度全般の仕組みや手続を分かりやすく説明するため、既存の基準認証制度マニュアルを現行化し、内容を充実化する。
- 基準認証制度全般にかかる事項のうち、詳細な内容については、Q&Aで示す。

(論点整理)

Ⅱ－① 背景、目的、位置付け

- ・ 認証申請者の基準認証制度に対する理解を促進し、必要な申請書類を準備しやすくすることを目的として、基準認証制度の仕組みや手続等、既存の基準認証制度マニュアルにおける記述を現行化する。
- ・ また、登録証明機関毎の解釈の差異が生じることを防ぎ、認証申請者の負担を軽減することを目的として、登録証明機関による審査について、法令上の規定に係る考え方を示す。

Ⅱ－② 構成（本編及びQ&Aの内容等）

- ・ 本編及びQ&Aの2部構成とする。
- ・ 本編には、無線設備及び技術基準に関する基本的な考え方、認証取扱業者の義務（確認方法書に従った検査）及び技適マークの表示方法等を記載し、内容を充実させる。
- ・ Q&Aには、海外における取組事例を参考に、製品に添付される説明書等に記載する項目（技適マーク等）など、個別の事例に係る内容を記載する。

Ⅱ－③ その他事項

- ・ アップデートした基準認証制度マニュアルの英語版も作成する。
- ・ 既存のガイドラインの位置づけを示す。

II 基準認証制度マニュアルの項目案

第1章 電気通信機器の基準認証制度

- 1 基準認証制度の概要
- 2 電波法における基準認証制度

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

- 1 証明等の手続
- 2 証明等を受けた後の手続
- 3 事後措置

第3章 特定無線設備の特性試験の試験方法

第4章 無線設備、技術基準について

- 1 無線設備
- 2 技術基準

第5章 基準認証制度における認証取扱業者の義務

- 1 工事設計合致義務の担保（認証取扱業者による確認方法書に従った検査）
- 2 工事設計合致義務を履行するための表示（技適マークの表示）

第6章 基準認証制度に関するQ&A